

パブリックコメントの回答について

恵那市火葬場条例の一部改正（案）のパブリックコメント募集については、令和元年10月8日から10月28日まで募集し、1名から意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>市外の方の火葬料金が現在の4倍ということですが、この件に関して中津川市の方にお知らせをされているのでしょうか。特に阿木・蛭川・坂本地区の方は、えな斎苑を利用されていると思います。中津川市の10月号の広報を見ましたが、何も記載されていませんでした。市内の方の料金に大きな変更がないのなら、市内の方は意見しないと思います。中津川市の方がこれを機に中津川市の斎場を利用されると思います。中津川市斎場はその分の受け入れは可能なのでしょうか。</p>	<p>恵那市火葬場条例の一部改正の住民周知は、令和2年1月から3月まで広報及びホームページで周知を行います。中津川市については、火葬場の運営担当課に詳細な情報をお伝えし、併せて中津川市と恵那市の葬祭業者にもお伝えをしております。</p> <p>今回の料金改定を機会に、今までえな斎苑を利用していた中津川市の方、年間約150件全てが、中津川市の火葬場を利用したとしても、受け入れは可能であると確認しております。</p>